

南大東村における猫の適正飼育に関する取り組みについて

日頃より南大東村の取り組みに関しましては、多大なご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、昨年来、南大東村における猫の適正飼育推進事業に関しまして、村民の皆様の協力により猫の適正管理が進み村内における公衆衛生上の改善が見られ、村内外から高い評価が得られている一方、村外の方々から問い合わせが寄せられる状況となりました。そこで南大東村としましては、南大東村議会や区長会とも協議し、公式の見解を示すことといたしました。

南大東村としましては、今後も猫の適正飼養を推進し、公衆衛生の向上、猫の愛護と福祉、希少種の保護や生態系保全に積極的に取り組んでいく所存です。

本村では以前、村民によるみだりな餌やりによりネコが異常に増えて島の全域に多数の猫が生息し、住宅街には更に多くの野良猫が生息している状態でした。さらに、ノミ刺咬症などの健康被害や糞尿による悪臭、鳴き声で眠れないなどといった生活面での被害が発生し、住民から南大東村役場に多くの苦情が寄せられていました。また、野良猫による住民への咬傷事故により重症化した方が沖縄本島の病院に緊急搬送されるということもあり、村としても早急に猫による被害対策を実施しなければならない事態になりました。加えて、大東諸島固有の希少な野生動物であるダイトウオオコウモリやダイトウコノハズクが猫に捕食される事例が報告される等、希少な野生動物の保護の観点からも飼い猫や野良猫の適正管理を進める必要に迫られました。

猫の保護に関しては当初、沖縄県動物愛護管理センターへ相談をし、県への収容を実施していましたが、平成28年より収容が出来なくなったことから、委員会を設置し猫に関する問題に対して協議を重ね、平成31年からは「南大東村飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例(平成30年12月14日条例第16号)(以下、「条例」という。)」を施行し、本村は本格的な猫の適正飼養に関するルールを定め、住民の飼い猫の適正飼養を推進するための事業を実施しました。

条例施行と合わせて、令和元年から令和4年6月にかけて、全額、村の補助による猫の避妊去勢手術を実施し、現在全ての飼い猫の不妊化及びマイクロチップ装着、予防接種、ウイルス検査の上、全ての飼い猫の飼養登録が完了しました。補助事業は終了していますが、飼い猫の登録は継続して行っています。

飼い主不明の猫については、条例に沿って保護し、南大東村役場において公示を行い、飼い主及び譲受希望者を募る方法をとっております。住民からの飼育希望や島外からのご協力を得て、多くの猫が譲渡できたことに関しましてはこの場を借りてお礼を申し上げます。

飼い主及び譲渡希望者もない場合にはやむを得ず、できる限り苦痛を与えない方法で安楽死の処置を行いました。今後も本村では、飼い猫の完全室内飼養を推進し、猫による人への健康被害や生活被害がなくなり、交通事故等で死亡する猫「ゼロ」を目指し、ひいては猫によって捕食被害を受ける島の財産である希少な野生動物も安心して暮らせる島作りを目指していく所存でございます。また、飼い主不明猫については飼い主・

譲受希望者が不在場合には沖縄県動物管理愛護管理センターに相談し、できる限り全ての猫を譲渡するよう努めています。

令和5年6月

南大東村長・南大東村議会・南大東区長会